

横浜市開発事業の調整等に関する条例の 解釈基準の一部改定について

1 趣 旨

現在、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載をしています「開発事業に関する工事の着手制限」について、既存建築物の解体の着工時期等について相談が多いことから、次のとおり一部改定しました。

2 改訂の概要（施行日：平成 29 年 4 月 1 日）

条例第 25 条 開発事業に関する工事の着手制限の基準（新旧対照表 1 ページ）

市長が工事着手でないと認める工事のただし書の解釈基準を設けます。